Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令 和 5 年 3 月 23 日 不動産・建設経済局不動産業課

第 40 回「社会資本整備審議会産業分科会不動産部会」を開催します〈一部修正〉

~建物状況調査(インスペクション)の活用の促進に向けて、制度の見直しの方向性等を議論します~

国土交通省は、3月30日(木)、第40回社会資本整備審議会産業分科会不動産部会を開催します。 宅地建物取引業法について、平成28年に建物状況調査(インスペクション)の活用の促進等を内容と する改正が行われました。平成30年4月の全面施行から5年を迎えたことから同法の施行の状況につ いて、既存住宅流通市場の活性化や売主・買主が安心して取引できる市場環境の整備を図るため、こ れまでの施行状況等を踏まえた今後の見直しの方向性等について、本部会にて議論します。

1 日 時: 令和5年3月30日(木) 10:00~12:00

2 場 所:中央合同庁舎3号館 国土交通省11階特別会議室(東京都千代田区霞ヶ関2-1-3)

3 議 題:① 改正宅地建物取引業法の施行状況及び今後の見直しの方向性について

② 最近の不動産政策に関する取組について

4 委員:別紙のとおり

5 取材等:

・本部会は公開ですが、座席に限りがあるため、傍聴を希望される方は必ず事前に下記メールアドレスに3月28日18時(火)までにお申込みください。ただし、取材による撮影は冒頭までとさせていただきます。なお、希望者多数の場合は先着順とさせていただきます。

【宛先】hqt-fudousan-bukai_atmark_gxb.mlit.go.jp

※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

■3月27日(月)18時更新

当初設定しましたメールアドレスの受信設定に不具合がありました。そのため、3 月 27 日(月)18 時までにお送りいただいております方につきましては、大変お手数をおかけしますが、再度、以下のアドレス宛にお送りただきますよう、何卒宜しくお願いいたします。

期限:3月29日12時(水) ※3月28日18時までの期限ですが、上記を踏まえ延長しております。

(新)【宛先】hqt-fudousan-bukai2_atmark_gxb.mlit.go.jp

※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。

<記載事項>

【件名】 申込み希望(第 40 回「社会資本整備審議会産業分科会不動産部会」)

【本文】①氏名(ふりがな)

例:国土 太郎(こくど たろう)

②所属

例:株式会社〇〇〇〇

③連絡先(メールアドレス、電話番号)

- 取材位置・時間については、係員の指示に従ってください。
- 本部会における会議資料につきましては、当日配布します。
- 配布資料は、後日、以下の国土交通省ホームページに掲載します。

<資料掲載ページ> http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s203_hudousan01.html

く問い合わせ先>

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課 大矢、水宮

TEL:03-5253-8111(内線 25-116、25-119)